

学びの場

町の自習室

利用者規則

- ① 自習をする目的でご利用下さい。私語は慎みましょう。
- ② 中高生は保護者に所在を伝えましょう。
利用の際には保護者の捺印をもって保護者が承諾したとみなします。
きりとり線より切り取り、2回目利用の際にご提出ください。
- ③ 中学生は遅くても22時までには家に着くようにしましょう。
- ④ 軽食はセルフです。利用する場合はワンコイン（100円）を所定の箱に入れてください。また食べられる分だけ取り分け、残さないようにしましょう。
食器は返却場所まで運んでください。
- ⑤ 食べ物、飲み物の持ち込みは自由ですがゴミは各自で持ち帰りましょう。
- ⑥ クリニック内では自習室とお手洗い以外の部屋には入らないようにして下さい。
- ⑦ 施設内では管理者の指示に従いましょう。迷惑行為をした場合は退席をしてもらう場合もあります。
- ⑧ 施設内・駐車場を含め敷地内は全面禁煙となっています。

連絡先：首里城下町クリニック内 田名彩子（080-4312-9200）



きりとり

中高生利用の場合は提出

記入日： 年 月 日

利用者名： _____（ _____ 学校）

町の自習室の利用を承諾します。

住所： _____

保護者の携帯電話： _____ 自宅の電話： _____

保護者名： _____ 印（続柄： _____）

特記事項：